

公営企業・公営企業型地方独法の建設改良に係る一般会計繰入金・運営費負担金の経理処理

地方公営企業	公営企業型地方独立行政法人
<p>【P Lに計上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・繰入金を収益的収支の収益に計上 ・減価償却費のうち料金収入により賄われる分は、繰入金により軽減 <p>【資本剰余金に計上】※みなし償却可能</p> <p>①みなし償却を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・繰入金を資本剰余金として計上 ・帳簿価額から繰入金の金額（元金償還繰入の場合には、繰入見込額）を控除した額を帳簿価額とみなして減価償却（みなし償却） <p>②みなし償却を行わない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・繰入金を資本剰余金として計上 ・毎事業年度の減価償却費は全額料金収入により賄われる <p>【自己資本金（繰入資本金）に計上】※みなし償却不可</p> <ul style="list-style-type: none"> ・繰入金を自己資本金として計上 ・みなし償却は行われず、毎事業年度の減価償却費は全額料金収入により賄われる 	<p>【料金助成のための運営費負担金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営費負担金債務として流動負債に計上 ・運営費負担金債務により償却資産を取得（又は償還金を償還）した際、固定負債である資産見返運営費負担金に振り替え ・各事業年度において資産見返運営費負担金から減価償却費相当額を取り崩して、資産見返運営費負担金戻入として収益化 ・減価償却費のうち料金収入により賄われる分は、資産見返運営費負担金戻入により軽減 <p>【資本助成のための運営費負担金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営費負担金債務として流動負債に計上 ・運営費負担金債務により償却資産を取得（又は償還金を償還）した際、資本剰余金に振り替え ・毎事業年度の減価償却費は全額料金収入により賄われる <p>※地方独法においては、運営費負担金の性格により経理処理の方法が変わり、取得した償却資産に係る減価償却費のうち料金により賄う範囲や損益計算による経営成績の評価に影響が生じる。</p> <p>※運営費負担金の性格については、あらかじめ中期計画等において事前に明らかにしておくこととされている。（地方独法会計基準第2章第77）</p>